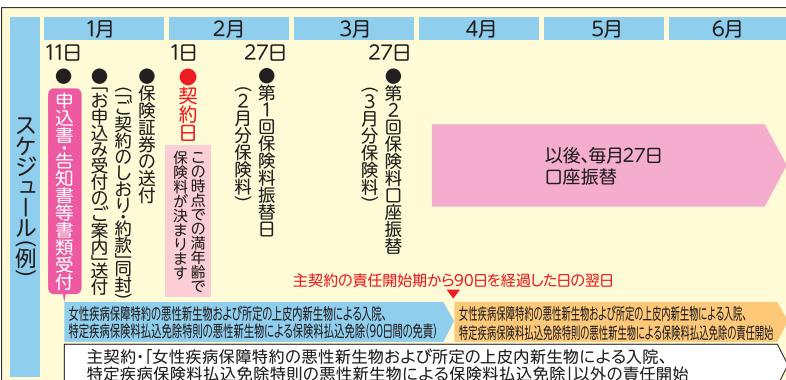


お申込み受付から保障の開始(責任開始期)までのスケジュール

●保険料のお支払い方法は、**口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)**と**クレジットカード払**からお選びいただけます。

口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)を選択された場合

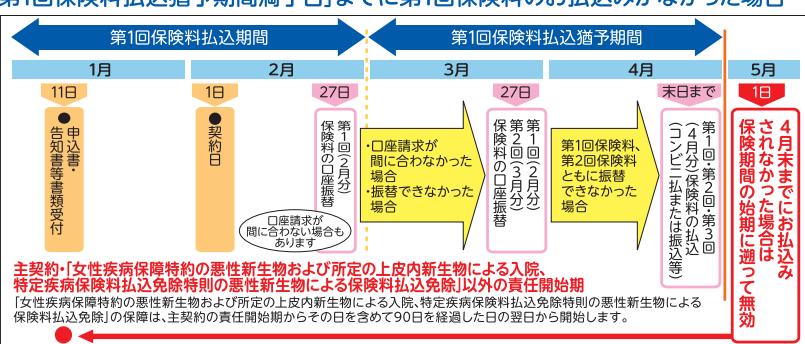


<保険料振替日は毎月27日(休業日の場合は翌営業日)になります>

- 第1回保険料のお払込方法を口座振替として、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申込みいただき、当社が承諾(お引受けすることを決定)した場合には、ご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とします。「女性疾病保障特約の悪性新生物及び所定の上皮内新生物による入院、特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物による保険料払込免除」の保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。
- 月払契約の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)
- 原則として、「第1回保険料払込期間」^{※1}内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行ないます。
- 「第1回保険料払込期間」内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日([第1回保険料払込猶予期間]^{※2}中)に再度指定口座へご請求します。(第2回保険料とともにご請求します。)

*1 第1回保険料払込期間	保険期間の始期から その月末日まで
*2 第1回保険料払込猶予期間	第1回保険料払込期間満了日の 翌月1日から翌月末日まで

「第1回保険料払込猶予期間満了日」までに第1回保険料のお払込みがなかった場合



<月払契約、保険期間の始期:1月11日 契約日:2月1日の場合>

- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が第1回保険料払込期間満了日の翌月(左図の場合は3月:「第1回保険料払込猶予期間」中)になりますことがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。(第2回目保険料とともにご請求します。)
- さらに、「第1回保険料払込猶予期間」中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、「第1回保険料払込猶予期間」内に「第1回保険料払込期間」満了日の翌月の末までに保険料をお払込みください。(第2回・第3回保険料とともに合計3ヶ月分をお払込みください。)
- 第1回保険料払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、ご契約は「第1回保険料払込猶予期間」満了日の日(左図の場合は4/30)の翌日に、保険期間の始期に遡って無効となります。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金の払戻はありません。また復活のお取扱いはありません。

●クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について

申込書にご記入をいただいた「お申込日」から、その日を含めて8日以内(郵便の消印日有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行なうことができます。

※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●クーリング・オフ期間を過ぎてからご契約をおやめになる場合

解約のお手続きが必要となりますのでご了承ください。また、第1回保険料払込前に解約された場合や第1回保険料払込猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがなかったことにより保険期間の始期に遡ってご契約が無効になった場合は、再び当社商品をお申込みいただく際に「責任開始期に関する特約」を付加した口座振替はご利用いただけませんのでご注意ください。

●申込書の有効期限は申込日の属する月の月末日までとなります。

- 第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、保険料の払込方法の変更等ご契約の変更・保険料の払込の取扱が一部制限されます。
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、次のようなお取扱いとなります。

①保険金・給付金等を支払うとき:
第1回保険料^(※1)を保険金・給付金等から差し引きます。^(※2)

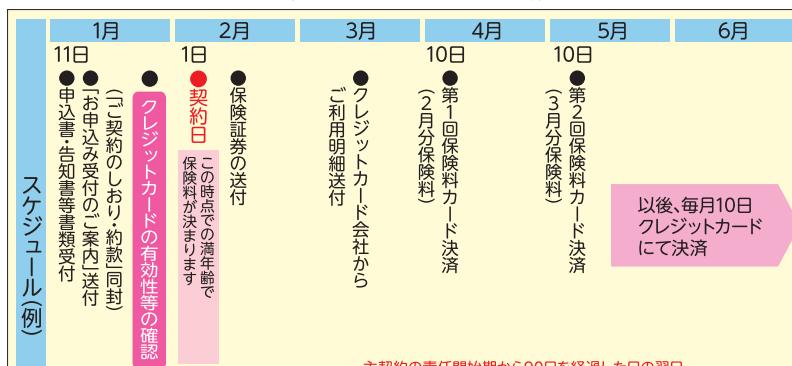
②保険料の払込免除のとき:
第1回保険料^(※1)をお払込みいただきます。

- ※1: 第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を差し引きます。
- ※2: お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料に不足する場合は、第1回保険料をお払込みいただきます。

クレジットカード払を選択された場合

<10日カード決済の場合>

※クレジットカードのお支払日は、お客様がお持ちのクレジットカード規約に基づくお支払日となります。



●契約者ご本人様名義のクレジットカードに限りご利用いただけます。

- 当社がクレジットカードの有効性等を確認した時(告知前に確認した時は告知の時)を保険期間の始期とします。「女性疾病保障特約の悪性新生物及び所定の上皮内新生物による入院、特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物による保険料払込免除」の保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。

●クレジットカードのご使用状況等の理由によりその有効性等の確認ができる場合、保障は開始いたしません。

●月払契約の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)

- クレジットカードの有効性等が確認できた日が、保険料領収日となります。
- クレジットカードの有効性等が確認できない場合、契約日が遅れて、契約年齢・保険料が上がることがあります。

●本契約の保険料が変更となった場合は、変更後の保険料がクレジットカードの支払対象保険料となります。なお、保険料が増額となり、当該増額分保険料について、クレジットカードの有効性等の確認ができない場合、本契約のクレジットカードでのお取扱いができなくなります。

●クレジットカードのお支払い回数は一括となります。

- 保険料の決済日(ご契約者の口座から、保険料相当額がカード会社によって振り替えられる日)は、ご指定のカード会社により異なります。決済日はカード会社とご契約者(カード会員)との間の約定によりますので、契約時に加入期間中のカード決済日に関する指定・お約束はいたしかねます。
- カード会社の締切日と当社締切日との関係等により、2か月分をまとめて1度にご請求させていただいく場合があります。

●保険契約が成立した後、カード決済日の変更を目的とした異動(変更)手続きには応じられません。

●クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について

ご契約のお申込日または当社がクレジットカードの有効性等を確認した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(郵便の消印日有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行なうことができます。

※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

下記の9ブランドのクレジットカードがご利用いただけます。(デビットカード、プリペイドカードはご利用いただけません。)

